はつかいち福祉ねっと 相談支援部会 記録

日時: 令和元年 10 月 15 日 (火) 13 時 30 分~15 時 00 分

場所:山崎本社みんなのあいプラザ講座室

出欠:

事業所名	出欠	事業所名	出欠		出欠	事業所名	出欠
相談支援事業所原	×	指定特定相談支援事業所 広島ひかり園	0	障害児相談支援事業所 PIECE 宮園	×	指定特定相談支援事業所 友和の里	×
さくら 相談支援事業所	0	相談支援事業所 くさのみ	0	相談支援事業所 あおぞら	0	相談支援事業所そら	0
相談支援事業所 いっぽ	×	あうる サポートセンター	×	相談支援事業所 エスペランサ	0	一般社団法人青少年自立支援フ ォーラム子ども発達支援教室	×
ライフプランナー KIZUNA	×	相談支援事業所 みんなの手	×	アマノリハビリテーショ ン病院	0	生協ひろしま居宅介護 支援事業所・廿日市	×
希望会 (スプリングコート・多機能事業所ぱすてる)	×	ウィルサポキッズ廿日市 SST s 、ウィルサポキャン パス廿日市	0	<u>児童デイサービス</u> Raiz 廿日市	0	障害福祉課 きらりあ	0

記録:船倉

1. 開会

- 2. 報告事項 (13 時 35 分~13 時 45 分)
- (1) 市からの情報提供
 - ①監査項目

監査時に事業所として保管しておく必要がある書類等について確認(別紙参照)。 監査時に必要な項目内容については障害福祉課から周知有。障害福祉課担当は黒瀬さん。

②消費税増税に伴う報酬改定(10月~)

2月に国から報酬改定の概要について通知あり。消費税改定に伴い事業所に負担が生じないための改定。この度は微細な単価の変更ではあるが事業所によっては契約書の中に報酬単価を記載しているところもあるので周知を。福祉・介護職員の処遇改善加算についての変更もあり。

- 3. サービス等利用計画作成に関する情報共有(13時45分~14時)
- (1)計画相談に関する疑問と整理(※来月報告)
 - Q1 年長時に放課後等デイサービス利用のための意見書を市へ提出していたケースについて。結果的に、小学2 年生になるまで放課後等デイサービスを利用していなかったが、ここにきて利用に向けた調整をすることとなった。この場合の意見書は改めて取り直しが必要か、すでに提出済の意見書で大丈夫か。
 - A1 放課後等デイサービスに係る医師意見書については、年長、小学3年生、小学6年生、中学3年生の時点で提出していただくこととなる。当該ケースについては、すでに提出済みの意見書に基づき支給決定することとし、小学4年生以降も利用継続ということであれば、小学3年生時点で改めて意見書の提出を求めることとなる。
 - Q2 月末が提出期限となっているモニタリング変更届提出のタイミングについて。当事業所では、 モニタリング月にモニタリングが実施できない場合、当該月末までにモニタリング変更届を提 出し、その翌月もモニタリングが実施できなくなった場合、さらにその月末までに再度モニタ リング変更届を提出するということを繰り返している。事業所によっては、月末の提出締め切 りに関わらず、翌月以降のモニタリング実施日が決まってから変更届を提出していると聞いた が、そうした対応も可能なのか。
 - A2 従来、モニタリング月の変更については、事業所からの電話連絡により対応していたが、事務 処理漏れ(支給量変更があるケース等については事前に事務処理をしなければ国保連請求がは じかれてしまう)等を防ぐため、モニタリング変更届(以下「変更届」という。)を整備したと いう背景がある。変更届については月末を提出締切とするも、その提出のタイミングについて

は各事業所のやり方に合わせていたという現状がある。しかし、統一的な流れにする方が混乱が無いという声をいただくこともあるため、今後は、原則、月末までにモニタリング報告書と変更届をセットで提出いただけば、当該月請求(翌月前半に請求事務)に間に合うよう事務処理させていただくこととする。(提出が月末に間に合わなかった場合は、翌月請求に回していただく。)

- ※現在は、支給量変更等があった場合等でも、1 か月程度の請求時期のズレであれば国保連請求 が通る状態となっている。しかし、段階的に扱いを厳しくしていくとのことなので、本来ある べき事務処理スケジュール等を念頭に整理しておくこととする。
 - 例)8月がモニタリング月だったが、利用者の都合等により、10月モニタリングとなってしまったケース。
 - ①10月にモニタリング実施後、10月末までにモニタリング報告書と変更届の提出完了 →10月分として請求(11月前半に請求事務)
 - ②10 月にモニタリング実施するも、モニタリング報告書と変更届の提出が 11 月に入ってしまった。
 - →11月分請求(12月前半に請求事務)に回していただく。

(2) 事業所情報

- ①事業所見学ツアー「あまのコミュニティープラザ LaLa (放課後等デイサービススマイリー・放課後等デイサービスオレンジ・ハートフルあまの)」
 - バリアフリーで広い建物。
 - ・企業内保育所・生活介護・放課後等デイサービス・高齢者のデイサービス等ある複合施設。
 - ・事業所別に通路の色わけ表示をしておりわかりやすい工夫がされている。約100名入れるコミュニティーホールがあり、他法人や地域で会議等の希望がある場合にも無料で貸し出し可能。 ※事業所情報はDropboxにアップ予定。
 - ※次回: 佐伯地域の事業所見学ツアーを12月初旬に予定(あおぞら、にじのえき、そらまめ、 グループホームゆうわ)
- ②事業所情報(来月報告)
- (3) 地域生活支援システム
 - ①登録状況

今日現在2件

- ②レッドゾーンにお住まいの方訪問
 - ・5段階の警戒警報・はつかいちし安全・安心メール配信サービス (QR コードで登録可)・防災行政無線テレフォンサービス (フリーダイヤル) の説明、避難行動要支援者登録の紹介等、訪問対応の流れ (別紙) に沿って相談支援専門員から対象者に説明をお願いしたい。
 - ・訪問時期については対象者に連絡をとる時やモニタリングのタイミングで。
 - ・市障害福祉課・危機管理課・きらりあで、計画相談利用者以外の対象者を5~6件訪問したが、 レッドゾーンということをすでにご存知の方、避難の備えをされている方が多い印象だった。
 - ・訪問した様子を名簿の空白に記載し市へ提出を。例)訪問。避難先・方法等の検討済。
 - ・宮島地域は支所職員が訪問済みとのことだが、情報が行き届いていない可能性があるので、もし そのようなことがあれば市へ情報提供してほしい。

(4) その他

- (1)Dropbox
 - ・「9月相談支援部会記録」をUp
 - •「(カテゴリー) 計画相談に関する疑問と整理 (R 元年9月)」を UP
- 4. 学習(14 時~15 時)

「災害支援~相談支援専門員がどう動けるか」

平成30年7月西日本豪雨災害 障害福祉分野における災害後の支援(安芸郡・安芸区の状況) 講師:広島県相談支援体制整備事業アドバイザー 金丸博一さん

(柏学園相談支援事業所 相談支援専門員)

※パワーポイント資料参照

5. その他

・講師金丸さんより情報提供:

11月29日(金)・30日(土)日本相談支援専門員協会の研修(東京都府中市) 受講枠有。日本相談支援専門員協会のIPから申し込み可能。

・障害福祉課より情報提供:

10月29日(火)14時~16時

廿日市市精神保健福祉講座「災害時のこころのケアとトイレ問題」(あいプラザ多目的ホール)

申し込み先:障害福祉課

相談支援部会

11116								
月	4 5 6 7 8 9 10 11	1 2	1	2	3			
日	16 21 18 16 20 17 15 19	1 7	2 1	18	1 7			
曜日	火							
時間	13 時 30 分~15 時 (~17 時)							
会場	講座室 講座室 講座室 講座室 講座室 講座室 講座室	講座室	講座室	健康 指導室	健康 指導室			
	.,							

その他

月	5	6_	7	8	1 1	6	2	3	
日	16	20	15/	22	2 1	6	2 1	2 6	
曜日	(*)	XX	(金)	THE WAY	(木)	(木)	(金)	(木)	
時間	10時	10時	10時	10時	10 時	10 時	13 時	10 時	
会場	講座室	多目的 ホール	多目的 ホール	講座室	講座室	講座室	多目的 ホール	講座室	
△维力 五成七	部会代表 者会議	部会代表 者会議	全体会	計画推進会議	部会代表 者会議	部会代表 者会議	全体会	計画推 進会議	

年間計画 A:学習 B:グループワーク C:事例報告※講師調整により、実施月の入替アリ

	日		Α				
月	月 調整 部会		В	内容	昨年度(平成 30 年度)		
	神登 前云	С					
			1 6 B	□実施記録(相談支援加算項目用)に			
1	4 2 16	1.6		ついて	□今年度学習したいこと・取り組みたいこと		
4		1 0		□今年度学習したいこと・取り組みた	[B]		
				いこと			
5	5 7 2	2 1	A	□今後の初任研、現任研、主任相談支	□事例報告(PIECE 宮園、いっぽ、 あうる)		
5		2 1		援専門員について	※報酬改定関連の情報提供。【C】		
6	6 4 18	1 0	1 8 A	□計画作成、福祉サービス等の復習	□報酬改定関連学習:森木さん		
O		10		※ガイドライン	※県アドバイザー派遣事業活用【A】		
7	7 2 16	1.6	6 A	□ハザードマップの見方	□地域生活支援システム【A】		
1		1 0		基礎知識、県防災 Web の使い方	口地域生佔又抜フハノム【A】		
	8 6	2 0	С	□就学前障害児の児童発達支援等の 無償化、障害児通所支援に係る多子 軽減、上限管理	□地域生活支援システム【B】		
8					・避難行動要支援者避難支援制度の進捗状況		
	0				について(生活福祉課大坂さん)		
				性例、工以目生 	・緊急時連絡票、チラシ意見交換		

9	3	1 7	A	□「○○」どうやっていますか? 請求管理、訪問時の工夫、気を付けていること etc…	□地域生活支援システム【A】 ・ハザードマップの見かたと活用方法、避難 指示と避難勧告の違いなど(危機管理課: 八十田さん) ・8 月緊急時連絡票、チラシ意見交換への回答		
10	1	1 5	С	□7 月豪雨災害災害時公衆衛生チーム(介護・福祉チーム(福祉)の活動) 柏学園金丸さん(県アドバイザー派遣)	□地域生活支援システム		
11	5	19	В	□「○○」どうやっていますか? 請求管理、訪問時の工夫、気を付け ていること etc…	□事例報告(相談支援事業所あおぞら、相談 支援事業所くさのみ、相談支援事業所エス ペランサ) 【C】		
12	3	1 7	С	□将来を見据えた放課後・長期休暇の 支援について(橘さん)	□医療系情報(訪問看護・リハ etc…)【A】 JA 広島総合病院 SW 来所		
1	7	2 1	С	□もみじと相談支援専門員(松原さん)	□全体会 取組報告確認		
2	4	1.8					
3	3	17					
	~今後取り扱うことメモ~ ・黒字運営の相談支援事業所(森木さん)・障害基礎年金(山下社労士)						